



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2017年10月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

医療費控除の明細書が変わります！

平成29年分の確定申告より、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

*医療費控除の明細書とは？

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等の名称で発行される医療費の通知書です。

*医療費の領収書は必要なくなる？

明細書に載っていない分は領収書で控除できますので、これまで通り領収書の保管も必要となります。

*今までとどう変わった？

「医療費のお知らせ」は健康保険組合等から、これまでも定期的に送られてきていました。ただ、添付書類としては認められていなかったため、医療費控除のための書類としては使えませんでした。

*確定申告時は何が必要？

健康保険組合等から届く医療費通知とこれまで通り医療費の領収書の両方お預かりします。当事務所で確認させていただきますので、無くさないようにしてください。

*「医療費のお知らせ」はいつ届く？

各組合で発行時期は異なります。確定申告までに届かない時は、各組合にお尋ねください。

(鈴木 記)

